

◎新潟県告示第636号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和元年11月15日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ケアセンターこころ	新潟県新発田市 大伝602番地1	株式会社ケアセンターこころ	訪問介護	令和元年10月 2日	令和元年9月 30日
地域密着型介護老人福祉施設みのりの丘中郷	新潟県上越市中郷区藤沢998番地1	社会福祉法人新井頸南福祉会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和元年8月 30日	令和元年9月 30日
みなかみの里	新潟県妙高市大字上新保549番地	社会福祉法人新井頸南福祉会	介護予防短期入所生活介護	令和元年8月 30日	令和元年9月 30日
二幸介護サービス茨目	新潟県柏崎市茨目1522番地1	二幸産業株式会社	訪問介護	令和元年10月 23日	令和元年9月 30日
特別養護老人ホーム坂戸楽生園	新潟県南魚沼市坂戸7番地3	社会福祉法人曙会	短期入所生活介護	令和元年7月 26日	令和元年8月 31日